

薬生監麻発 0913 第 1 号
令和 4 年 9 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、生物学的製剤基準（平成 16 年厚生労働省告示第 155 号）が改正されることに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 283 号）により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号。以下、「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

記

1 改正要旨

生物学的製剤の検定基準に関する規定のうち、「痘そうワクチン（痘苗）」及び「乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）」を検定を受けるべき医薬品から削除した。

2 適用時期

公布日（令和 4 年 9 月 13 日）

3 標準的事務処理期間

検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準的事務処理期間について、以下のとおり変更する。

- 検定告示からの削除に伴い、標準的事務処理期間を削除するもの
「痘そうワクチン（痘苗）」及び「乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）」

なお、検定告示に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間については、「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日付け薬発第960号厚生省薬務局長通知）の別表に示されているところである。令和4年9月13日現在、当該通知の別表に掲げる医薬品（既に検定告示から削除されたものを除く。）を含め、これまでに検定告示に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間を別紙のとおりまとめたので、参考にされたい。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年九月十三日

厚生労働大臣臨時代理

國務大臣 小倉 將信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前																																
1 檢定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略) 生物学的製剤			1 檢定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略) 生物学的製剤																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検定を受けるべき医薬品</th><th>手 数 料</th><th>試 験 品 の 数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>精製ツベルクリン (一般診断用)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr> </tbody> </table>			検定を受けるべき医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量	(略)	(略)	(略)	精製ツベルクリン (一般診断用)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検定を受けるべき医薬品</th><th>手 数 料</th><th>試 験 品 の 数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>精製ツベルクリン (一般診断用)</td><td>542,500円</td><td> <p>1 内容量が液状製剤として 0.5mLに相当する量（標準精 製ツベルクリン0.25μg相当量 を含む。）であるとき。 90本</p> <p>2 内容量が液状製剤として2 mLに相当する量（標準精製ツ ベルクリン1μg相当量を含 む。）であるとき。 50本</p> </td></tr> <tr> <td><u>痘そうワクチ ン（痘苗）</u></td><td><u>中間 段階</u></td><td><u>745,000円</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>最終 段階</u></td><td><u>791,100円</u></td></tr> </tbody> </table>			検定を受けるべき医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量	(略)	(略)	(略)	精製ツベルクリン (一般診断用)	542,500円	<p>1 内容量が液状製剤として 0.5mLに相当する量（標準精 製ツベルクリン0.25μg相当量 を含む。）であるとき。 90本</p> <p>2 内容量が液状製剤として2 mLに相当する量（標準精製ツ ベルクリン1μg相当量を含 む。）であるとき。 50本</p>	<u>痘そうワクチ ン（痘苗）</u>	<u>中間 段階</u>	<u>745,000円</u>		<u>最終 段階</u>	<u>791,100円</u>
検定を受けるべき医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量																																	
(略)	(略)	(略)																																	
精製ツベルクリン (一般診断用)	(略)	(略)																																	
(削る)	(削る)	(削る)																																	
(削る)	(削る)	(削る)																																	
検定を受けるべき医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量																																	
(略)	(略)	(略)																																	
精製ツベルクリン (一般診断用)	542,500円	<p>1 内容量が液状製剤として 0.5mLに相当する量（標準精 製ツベルクリン0.25μg相当量 を含む。）であるとき。 90本</p> <p>2 内容量が液状製剤として2 mLに相当する量（標準精製ツ ベルクリン1μg相当量を含 む。）であるとき。 50本</p>																																	
<u>痘そうワクチ ン（痘苗）</u>	<u>中間 段階</u>	<u>745,000円</u>																																	
	<u>最終 段階</u>	<u>791,100円</u>																																	

(削る)	(削 る)	(削る)	(削る)			
	(削 る)	(削る)	(削る)			
(略)	(略)	(略)	(略)			

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

精製ツベルクリン

(略)

(削る)

(削る)

乾燥痘そうワ クチン(乾燥 痘苗)	中間 段階	745,000円	最終バルクにつき 1容器1mL入りのもの4本及 び1容器3mL入りのもの3本			
	最終 段階	1,550,400円	小分製品につき 1 内容量が25人分であると き。 46本 2 内容量が50人分であると き。 34本 3 内容量が100人分であると き。 32本			
(略)	(略)	(略)	(略)			

2 検定基準

生物学的製剤

(略)

精製ツベルクリン

(略)

痘そうワクチン(痘苗)(中間段階)

生物学的製剤基準の痘そうワクチン(痘苗)の条の3.1(3.1.1を除く。)
に規定する試験法によるものとする。

痘そうワクチン(痘苗)(最終段階)

生物学的製剤基準の痘そうワクチン(痘苗)の条の3.2.1及び3.2.7に規

(削る)	<p><u>定する試験法によるものとする。</u></p> <p><u>乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）（中間段階）</u></p> <p><u>生物学的製剤基準の痘そうワクチン（痘苗）の条の3.1（3.1.1を除く。）</u></p> <p><u>に規定する試験法によるものとする。</u></p> <p><u>乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）（最終段階）</u></p> <p><u>生物学的製剤基準の乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）の条の3.2.1、3.2.2、3.2.8及び3.2.9に規定する試験法によるものとする。</u></p>
(削る)	
(略)	(略)

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

検定品目	標準的事務処理期間 (日)		
インフルエンザワクチン	60		
インフルエンザHAワクチン	80		
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時	35	
	パンデミック未発生時	70	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時	35	
	パンデミック未発生時	70	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100		
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	80	
	最終段階	60	
乾燥ガスえそウマ抗毒素	70		
不活化狂犬病ワクチン	70		
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80		
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	70		
ジフテリアトキソイド	70		
沈降ジフテリアトキソイド	70		
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70		
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70		
水痘抗原	40		
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60		
4価髄膜炎菌ワクチン (ジフテリアトキソイド結合体)	60		

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン (チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)	90
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60
精製ツベルクリン (一般診断用)	80
細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン (無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体)	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素	70
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン (h u G K - 1 4 細胞由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン (酵母由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン (チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン (酵母由来)	80
乾燥B C G 膀胱内用 (コンノート株)	80
乾燥B C G 膀胱内用 (日本株)	80
乾燥B C G ワクチン	80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウワバ細胞由来)	80
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	80
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	80
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70
沈降精製百日せきワクチン	100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液 (中間段階)	40

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソーカワクチン）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソーカワクチン）混合ワクチン（最終段階）	130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	60
発しんチフスワクチン	70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	70
不活化ポリオワクチン（ソーカワクチン）	70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥まむしウマ抗毒素	70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70
加熱人血漿たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	60
乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子	50
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60
人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン	60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)	60
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D(Rh o)人免疫グロブリン	50
乾燥抗D(Rh o)人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
乾燥濃縮人 α_1 -プロテイナーゼインヒビター	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再拔取り、再試験に要する期間を含まない。